

令和7年第2回（10月）

**広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録**

広島県後期高齢者医療広域連合議会



## 令和7年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（10月27日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣言(午後2時5分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	4
日程第1 仮議席の指定について	5
諸般の報告	5
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	7
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	10
日程第6 議案第11号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）	11
日程第7 議案第12号 専決処分の承認について（令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	12
日程第8 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）	13
日程第9 議案第14号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）	15
日程第10 議案第15号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	16
日程第11 議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について	23
会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	24

日程第12	議案第17号	広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正について	25
日程第13	議案第18号	令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	26
日程第14	議案第19号	令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	28
議了宣告			29
広域連合長の閉会挨拶			30
閉会宣告（午後3時21分）			30
会議録署名			31

広島県後期高齢者医療広域連合議会議録 第41号  
令和7年10月27日（月曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	石	田	祥	子
2番	三	宅	朗	充
3番	宮	崎	誠	克
4番	山	下	正	寛
5番	阪	井	昌	行
6番	中	田	光	政
7番	高	重	洋	介
8番	正	田	洋	一
9番	福	原	謙	二
10番	連	石	武	則
11番	奥		陽	治
12番	真	田	光	夫
14番	桂	藤	和	夫
17番	佐々木		由	華
18番	南	澤	克	彦
19番	長	坂	実	子
20番	宮	本		彰
21番	久留島		元	生
22番	大瀬戸		宏	樹
24番	大	江	昭	典
25番	中	村		忍
26番	閑	田	大	祐
27番	田	原	賢	司
28番	久保田		龍	泉

欠席議員

13番	新	田	真	一
15番	山	代	英	資
16番	奥	谷		求
23番	光	岡	美	里

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	平	中		純
広域連合事務局次長兼総務課長	平	田	友	子
業務課長	山	下	尚	彦

総務課企画財政係長 松本一載  
業務課課長補佐兼資格保険料係長 北修治

議事補助員

議会事務局長 笠原美恵子  
議会事務局次長 小松大高  
書記 大賀遙

---

議事日程（第1号）

（令和7年10月27日 午後2時5分開議）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 副議長の選挙について

日程第4 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第5 議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

日程第6 議案第11号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）

日程第7 議案第12号 専決処分の承認について（令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

日程第8 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）

日程第9 議案第14号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）

日程第10 議案第15号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第11	議案第16号	広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
	会議案第2号	広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第17号	広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正について
日程第13	議案第18号	令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第19号	令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

---

会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

午後2時5分 開会

○広域連合議会事務局長（笠原 美恵子）

申し上げます。

本日の定例会は、議長及び副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、海田町の久留島議員が年長でございますので、久留島議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（久留島 元生）

ただいま紹介いただきました海田町の久留島です。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願ひいたします。着席させていただきます。

ただいまの出席議員24名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。  
会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。  
広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

皆さん、こんにちは。令和7年第2回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者が増加し、今後さらに社会の高齢化が進んでいくことが見込まれる中で、高齢者の皆様の健康の保持・増進と併せて、医療費の適正化が大きな課題となっております。

こうした中、国におかれましては、給付と負担のバランスを確保しつつ、増加する医療費を全ての世代が負担能力に応じて公平に支え合う観点から、高齢者の保険料負担割合の見直し、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入などを行っているところでございます。

また、紙媒体の被保険者証が発行されなくなり、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行など、様々な制度改革が進められているところでございます。

本広域連合といしましては、こうした国の動向を注視しつつ、各市町、県と連携・協力し、安定的な制度運営に努めてまいります。

さて、本定例会では、令和6年度歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（久留島 元生）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久留島 元生）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

## △ 日程第1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（久留島 元生）

日程第1「仮議席の指定について」を議題といたします。「仮議席」は、現在着席されている席とします。

この際、御報告いたします。一身上の都合により、10名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ坂町の安竹正議員については令和7年5月2日付け、福山市の岡崎正淳議員については令和7年5月13日付け、広島市の西田浩議員、幸城麗子議員、椋木太一議員、水野考議員については令和7年6月4日付け、尾道市の吉和宏議員については令和7年6月16日付け、東広島市の奥谷求議員については令和7年6月27日付け、呉市の田中みわ子議員については令和7年8月28日付け、大竹市の細川雅子議員については令和7年9月9日付けで許可されておりますことを御報告いたします。

---

## △ 日程第2 「議長の選挙について」

○臨時議長（久留島 元生）

次に、日程第2「議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久留島 元生）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことにして決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、臨時議長において行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（久留島 元生）

御異議なしと認めます。臨時議長が指名することにして決定いたしました。それでは、議長に3番宮崎議員を指名いたします。

お諮りいたします。3番宮崎議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（久留島 元生）

御異議なしと認めます。よって、3番宮崎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮崎議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（宮崎 誠克）

ただいま議長に選出いただきました宮崎でございます。一言御挨拶を申し上げます。

この度は、広域連合議会の議長に御推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎 誠克）

本日の議事日程は、お手元に配布しております追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮崎 誠克）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（宮崎 誠克）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の「会議録署名議員」として17番佐々木議員、22番大瀬戸議員を指名いたします。

---

### △ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（宮崎 誠克）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

---

### △ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第3「副議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名は、議長において行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に10番連石議員を指名します。

お諮りします。10番連石議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。よって、10番連石議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました連石議員が議場におられますので、当選の告知をします。それでは、連石議員を紹介いたします。

○副議長（連石 武則）

失礼いたします。

ただいま当広域連合議会副議長に選出をいただきました連石でございます。

議長を補佐し、微力ではございますが、議事進行がスムーズにいくよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎 誠克）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寶来代表監査委員、平中広域連合事務局長、平田事務局次長兼総務課長、山下業務課長、総務課松本企画財政係長、業務課北課長補佐兼資格保険料係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長宛ての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

---

△ 日程第4 「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第4「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番阪井議員の退席を求めます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

ただ今上程されました議案第9号について、御説明を申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして二人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ一人を選任することとされております。

本案は、広域連合議員から選任されておりました田中みわ子氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として阪井昌行氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にございますように、阪井昌行氏は、現在、呉市議会副議長の職を務められており、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の阪井議員の入場を許可いたします。

○議長（宮崎 誠克）

阪井昌行議員の選任については、同意されました。

---

△ 日程第5 「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第5「議案第10号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

ただ今上程されました議案第10号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にありますように、箕野博司氏は、現在、北広島町長として御活躍中であり、知識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

---

△ 日程第6 「議案第11号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第6 「議案第11号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の1ページ、及び別冊1の「令和7年第2回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きください。それでは、議案資料により説明いたします。議案第11号「広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1 理由です。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等、仕事と生活の両立支援の拡充に係る措置が求められ、民間労働法制の施行から遅れることなく所要の規定を整備する必要があつたため、本条例の改正を専決処分いたしました。

2 内容です。(1)超過勤務の免除の対象となる子の範囲を3歳未満から小学校就学前の子に拡大しました。(2)家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認や勤務環境の整備について規定しました。その他、文言等必要な整備を行っております。(3)施行期日は令和7年4月1日です。

3 専決処分した日は、令和7年3月26日です。説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

△ 日程第7 「議案第12号 専決処分の承認について（令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」

○議長（宮崎 誠克）

次に日程第7「議案第12号 専決処分の承認について（令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただいま上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の4ページをお開きください。

議案第12号「専決処分の承認について（令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））」でございます。これは、提案理由にありますように、マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書、資格確認書の暫定運用について周知広報するため、リーフレットを作成し被保険者に郵送する必要が生じたことから、令和7年4月17日付で補正したものです。

なお、この補正予算につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

7ページ及び8ページをご覧ください。「第1表 嶸入歳出予算補正」でございます。まず、8ページの歳出を御覧ください。「1款 総務費」「1項 総務管理費」に6,542万4千円を追加するとともに、この費用の財源といたしまして、同額を7ページの歳入の表、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」へ追加しております。

説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

#### △ 日程第8 「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」

○議長（宮崎 誠克）

次に日程第8「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の9ページ、及び別冊1の「令和7年第2回広域連合議会定例会議案資料」の2ページをお開きください。

それでは、議案資料により説明いたします。議案第13号「広島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1 理由です。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が求められており、民間労働法制の施行から遅れることなく所要の規定を整備する必要があったため、本条例の改正を専決処分いたしました。

2 内容です。(1)妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び意向確認のための措置等について規定しました。その他、文言等必要な整備を行っております。(2)施行期日は令和7年10月1日です。

3 専決処分した日は、令和7年8月25日です。

説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

△ 日程第9 「議案第14号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）」

○議長（宮崎 誠克）

次に日程第9「議案第14号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の12ページ、及び別冊1の「令和7年第2回広域連合議会定例会議案資料」の3ページをお開きください。それでは、議案資料により説明いたします。議案第14号「広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1 理由です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業に関し必要な事項を定める必要が生じるなか、民間労働法制の施行から遅れることなく所要の規定を整備する必要があったため、本条例の改正を専決処分いたしました。

2 内容です。(1) 1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の始め又は終わりとしていた条件を削除しました。(2) 部分休業の取

得形態に、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことを加えました。(3)部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定しました。その他、文言等必要な整備を行っております。(4) 施行期日は令和7年10月1日です。

3 専決処分した日は、令和7年8月25日です。

説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

### △ 日程第10 「議案第15号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（宮崎 誠克）

次に日程第10「議案第15号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していくだけで結構です。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（拳手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただいま上程されました議案について、御説明いたします。

私が「議案書」について説明を行いまして、別冊3の「令和6年度歳入歳出決算書附属書類」、及び別冊4の「令和6年度主要な施策の成果説明書」につきましては、事務局次長、業務課長に説明させます。

議案書の17ページをお開きください。議案第15号「令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についてです。

18ページ、19ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入でございます。一番下の歳入合計欄ですが、「予算現額」が18億7,101万4千円、「調定額」、「収入済額」がともに16億9,250万1,619円です。20ページ、21ページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

同じく一番下の合計欄ですが、「予算現額」が18億7,101万4千円、「支出済額」が16億9,250万1,619円、「不用額」が1億7,851万2,381円です。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載していますとおり、0円となります。令和7年度への繰越しはありません。

以上、議案書の一般会計について、説明しました。

次に、附属書類につきましては、事務局次長から説明いたします。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

それでは、別冊3「令和6年度歳入歳出決算書附属書類」により、一般会計について、御説明します。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きください。まず、歳入について主なものを御説明いたします。「1款 分担金及び負担金」の「収入済額」、右のページですが、これは14億1,468万9,811円で、全額が23市町からの事務費分賦金です。続きまして、「2款 国庫支出金」の「収入済額」は369万1,448円で、これは、保健事業推進のための人件費等について交付された調整交付金です。続きまして、「3款 財産収入」、これは、財政調整基金の運用による利子収入で、「収入済額」は115万8,971円です。続きまして、「4款 繰入金」、これは、事務費分賦金の増額による市町の負担を軽減するため、財政調整基金の一部を繰り入れたもので、「収入済額」は1億3,040万265円です。続きまして、「5

款「繰越金」、これは、令和5年度の歳計剩余金で、「収入済額」は1億4,144万8,439円です。

続きまして、歳出について主なものを御説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。「1款 議会費」、右のページ「支出済額」は77万3,850円で、その右、「不用額」は207万6,150円です。続きまして、「2款 総務費」、これは、事務費や給料等負担金、事務所借上経費等を含む総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、「支出済額」は、7ページの中ほどになりますけれども、5億4,789万9,398円、「不用額」は2,562万602円です。

10ページ、11ページをお開きください。「3款 民生費」、これは、特別会計への事務費繰出金で、「支出済額」は11億4,382万8,371円、「不用額」は1億4,565万2,629円です。不用額が生じた要因といたしましては、特別会計事務費に関し、当初予算計上時の見込みと比較して、通信運搬費や支給決定通知書等作成業務委託料等が減額となったことなどによるものです。

続きまして、12ページをお開きください。一般会計の「令和6年度 実質収支に関する調書」です。令和6年度は、翌年度に繰り越すべき財源がありませんでしたので、「3 歳入歳出差引額」、「5 実質収支額」とともに0円です。

一般会計の説明は、以上です。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

次に、特別会計の決算について説明します。

議案書の22ページ、23ページをお開きください。まず、歳入でございます。表の一番下の歳入合計欄ですが、「予算現額」が4,773億7,614万9,220円、「調定額」が4,754億1,493万7,091円、「収入済額」が4,753億1,738万3,472円、「不納欠損額」が61万9,885円、「収入未済額」が9,693万3,734円でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。歳出でございます。表の一番下の歳出合計欄ですが、「予算現額」が4,773億7,614万9,220円、「支出済額」が4,715億2,246万3,842円、「不用額」が58億5,368万5,378円です。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載していますとおり37億9,491万9,630円となり、令和7年度に繰越しをいたします。

以上、議案書の特別会計について、説明しました。

次に、附属書類につきましては、業務課長から説明いたします。

◎業務課長（山下 尚彦）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

業務課長。

◎業務課長（山下 尚彦）

それでは、別冊3「歳入歳出決算書附属書類」の後期高齢者医療特別会計について、御説明します。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。「1款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の12分の1相当分の市町負担金で、「収入済額」は862億9,805万3,892円でございます。

なお、令和6年度の現年度分の保険料収納率は、99.62%となっています。

「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、「収入済額」は1,592億3,425万4,948円でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、「収入済額」は402億22万5,672円でございます。「4款 支払基金交付金」は、医療給付費の10分の4に相当する、現役世代の後期高齢者医療制度への負担金で、「収入済額」は1,868億3,143万2,958円でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、「収入済額」は2億5,898万2,183円でございます。

「6款 財産収入」は、給付準備基金の運用による利子収入で、「収入済額」は1,300万2,099円でございます。「7款 繰入金」は全額が一般会計から特別会計事務費への繰入金で、「収入済額」は11億4,382万8,371円でございます。

「8款 繰越金」は、令和5年度の歳計剰余金で、「収入済額」は7億9,933万4,044円でございます。「9款 県財政安定化基金借入金」は存目でございます。「10款 諸収入」は、延滞金、第三者納付金、返納金等を収入したもので、「収入済額」は、5億3,826万9,305円、「不納欠損額」は61万9,885円、「収入未済額」は9,693万3,734円となっております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。「10款諸収入 3項 雜入 4目 第三者納付金」は、交通事故など第三者の行為による病気やケガについて、後期高齢者医療で治療を受けたものに対して、医療給付費の求償を行っているもので、「収入未済額」は3,347万1,041円となっております。「10款諸収入 3項雑入 5目 返納金」は、医療機関等の窓口での一部負担割合の変更などにより、被保険者に医療給付費の差額分を請求しているものや、

医療機関等の不正請求に対して、返還を請求しているもので、収入未済額は6,346万2,693円です。このページの中央やや下にございます第三者納付金、返納金の収入未済分につきましては、今後も適切な事務処理により、回収に努めてまいります。また、返納金における不納欠損額61万9,885円については、過去に発生した収入未済であり、督促等、徴収事務を行ったものの収入されなかつたため、地方自治法の規定に基づき、5年が経過したことにより、消滅時効となつたものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。

「1款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、「支出済額」が14億311万8,093円、「不用額」が6,419万6,127円でございます。不用額が生じた主な要因は、後期高齢者医療制度の見直しに関するリーフレットを、広域連合で印刷の上、市町から被保険者に保険料額決定通知書に同封して送付する予定としておりましたが、被保険者証の一斉更新時に被保険者証作成及び封入封緘業務に含めて作成し送付することとしたため、印刷製本費が見込みを下回ったことや、マイナ保険証の利用により医療機関窓口での自己負担が上限額内に収まる被保険者が増えたことに伴い、高額療養費支給決定通知書の発送件数が見込みよりも下回ったことによるものです。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。「2款 保険給付費」は、療養給付費などの保険給付に係る経費で、「支出済額」は4,682億9,932万7,514円、「不用額」は56億5,022万2,486円でございます。

不用額が生じた主な理由ですが、「高額介護合算療養諸費」において、高額介護合算療養費負担金に関し、勧奨通知送付件数と比べ、申請件数が想定を下回ったことなどによるものです。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国保中央会が実施しております当該共同事業に対する拠出金で、「支出済額」は2億1,897万7,498円、「不用額」は2,321万4,502円でございます。「4款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、健康増進事業等に対する補助金の交付や、市町への委託により保健事業と介護予防の一体的実施事業などを行つたもので、「支出済額」は6億5,231万8,574円、「不用額」は8,359万7,426円でございます。「5款 基金積立金」は、広域連合が設置・管理しております「後期高齢者医療給付準備基金」への積立てを行つたもので、「支出済額」は1,300万2,099円、「不用額」は901円となっております。「6款 公債費」は、執行の実績はありません。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。「7款 諸支出金」は、国、県、市町への療養給付費負担金の返還金や保険料還付金等で、「支出済額」は9億3,572万64円、「不用額」は420万6,936円です。

続いて、30ページをお開きください。特別会計の「令和6年度 実質収支に関する調書」でございます。令和6年度は、「翌年度に繰り越すべき財源」が

ありませんでしたので、「3 島入歳出差引額」、「5 実質収支額」とともに37億9,491万9千円です。なお、この実質収支額には、国庫支出金、後期高齢者交付金等の概算交付分が含まれており、令和6年度の国等の負担金額の確定に伴い、令和7年度に精算し、返還するための財源となるものです。

続きまして、32ページをお開きください。「財産に関する調書」でございますが、「4 基金」につきましては、令和6年度末時点での基金残高は、「財政調整基金」が10億9,106万円、「後期高齢者医療給付準備基金」が114億6,631万3千円となっております。なお、「財政調整基金」については、令和6年度の出納整理期間中に取崩しを行い、取崩し後の残高は9億6,066万円となっております。

「島入歳出決算書附属書類」の説明は、以上です。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

最後に、別冊4「令和6年度主要な施策の成果説明書」について、主なものを御説明します。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

16ページをお開きください。横向きになりますが、「(3) 医療費適正化対策事業」です。事業の内容としては、表の上段、「レセプト点検」は、全てのレセプト内容のチェックを行い、返戻や再審査、交通事故など第三者への求償等が必要と思われるレセプトの抽出などを行いました。

事業費は9,777万7,776円です。

表の2段目の「医療費通知」は、不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載した明細書を、被保険者に年2回、延べ約90万5千件通知いたしました。事業費は、8,941万6,357円です。

続きまして、17ページをご覧ください。「療養費支給申請書内容点検」は、柔道整復、鍼、灸及びあん摩・マッサージに係る療養費支給申請書の内容点検や、被保険者への照会による申請内容の調査を行いました。事業費は、709万1,223円です。

続きまして、23ページをお開きください。「(8) 後期高齢者健診事業」です。これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業及び歯科健康診査事業に対する補助金の交付や、広島県歯科医師会への業務委託による歯科健康診査事業により、受診の促進を図ったものです。事業費は、2億8,929万5,808円です。

まず、1の「健康診査事業」です。これは、市町が実施した健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和6年度の受診者数は6万5,961人、受診率は14.91%でした。前年度に比べ、受診者が6,938人、受診率は1.14ポイント増加しました。

続きまして、24ページをお開きください。2の「歯科健康診査事業」です。これは、市町が行った歯科健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和6年度の受診者数は662人、受診率は0.14%でした。

3の「歯科健康診査事業」です。これは、前年度に年齢到達により新たに後期高齢者医療制度に加入した被保険者を対象として、本広域連合が実施したもので、令和6年度の受診率は13.38%でした。引き続き、市町と連携し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、25ページをご覧ください。「(9)後発医薬品使用促進事業」です。これは、後発医薬品の使用を促進することにより医療保険財政の改善や、被保険者の自己負担の軽減を図ったものです。表の1番上、「後発医薬品の周知」として、年齢到達により新たに後期高齢者医療制度に加入した被保険者に対して、被保険者証の交付に併せて「ジェネリック医薬品希望カード」を配付し、後発医薬品の周知と使用促進を図りました。事業費は46万2,346円です。また、その下、「後発医薬品差額通知」として、後発医薬品を使用した場合の先発医薬品との薬剤料の差額を通知し、後発医薬品の使用の促進を図りました。事業費は378万4千円です。

26ページをお開きください。「(10)保健事業・介護予防一体的実施事業」です。これは、市町委託により、後期高齢者に対する個別支援であるハイリスクアプローチと、通いの場等への積極的な関与に係る取組を行うポピュレーションアプローチを、地域の特性に応じて組み合わせ、介護予防事業等と一体的に実施することで、後期高齢者の心身の課題に対応した健康増進を図ったものです。事業費は2億7,444万7,168円です。

続きまして、28ページをお開きください。「(12)特別対策補助事業」です。1の長寿・健康増進事業です。これは、後期高齢者の健康づくりや、生活習慣病の重症化予防のための保健指導等、表にある3つの項目に該当する事業を行った延べ7市5町に対して、7,978万3,212円の補助金を交付したものです。

29ページを御覧ください。2の低栄養防止・重症化予防等推進事業です。これは、要介護3以上の在宅療養者に対し、歯科医師が行う訪問歯科健診と歯科衛生士による口腔ケア等を行った自治体に対して、14万6,040円の補助金を交付したものです。

別冊4の説明は以上になります。

なお、別冊5で監査委員による決算審査意見書を添付しております。令和6年度の歳入歳出決算書等については、8月28日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、予算の執行は、適正であると認めていただいている。

議案第15号「令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明は、以上です。

御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は認定されました。

---

△ 日程第11 「議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護条例の一部改正について」「会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第11「議案第16号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」及び「会議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の2件を一括して議題とします。

まず、議案第16号について、説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただいま上程されました議案第16号「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」について、説明いたします。

議案書の26ページ、及び別冊1の「令和7年第2回広域連合議会定例会議案資料」の4ページをお開きください。それでは、議案資料により説明します。

1の趣旨です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項にそれが生じたため、規定の整理を行うものです。

2の内容です。条例第3条第5号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものです。

3の施行期日は、公布の日です。

説明は以上です。

御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎 誠克）

続いて、会議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

○2番（三宅 朗充議員）

議長。（拳手）

○議長（宮崎 誠克）

2番三宅朗充議員。

○2番（三宅 朗充議員）

「広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」説明させていただきます。

議案書（議員提出案件）の会議案第2号を御覧ください。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、この条例で引用している条文が条ずれを起こすことなどから、改正するものです。施行期日は、公布の日からです。

以上、議員各位の御賛同を求めます。

○議長（宮崎 誠克）

議案第16号については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

会議案第2号については、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。

議案第16号及び会議案第2号の2件について、一括して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号及び会議案第2号の2件について、一括して採決いたします。

各案件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって各案件は可決されました。

---

### △ 日程第12 「議案第17号 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第12「議案第17号 広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の全部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（拳手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の27ページ、及び別冊1の「令和7年第2回広域連合議会定例会議案資料」の5ページをお開きください。それでは、議案資料により説明いたします。

議案第17号「広島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」の全部改正についてです。1 趣旨です。国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員の旅費の種目及び内容の見直しを行うこと等のため、関係規定を定めるものでございます。

2 内容です。鉄道賃のうち、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金の支給について、現行の距離による制限を廃止し、旅行の実情に応じて公務上必要であれば支給できることといたします。その他、旅行雑費に係る規定を廃止し、新たに宿泊を伴う場合にのみ支給する宿泊手当を新設するなど、必要な規定を整備するものです。なお、附則において、広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例についても同様に規定を整備します。

3 施行期日は、公布の日からです。

説明は以上です。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△ 日程第13 「議案第18号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第13「議案第18号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）  
議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）  
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議案第18号「令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明いたします。

議案書の37ページをお開きください。一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ460万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ16億4,972万7千円とするものです。

38ページをお開きください。この補正の内容につきまして、御説明いたします。まず、歳入です。「3款 財産収入」、「1項 財産運用収入」の215万7千円の増額は、定期預金で運用している財政調整基金の利子収入が、当初の見込みを上回ることによるものです。「4款 繰入金」、「1項 基金繰入金」の244万4千円の増額は、時間外勤務手当の増額、調整交付金返還金に伴い、その財源となる繰入金を増額したものです。

続きまして、39ページを御覧ください。歳出です。「2款 総務費」、「1項 総務管理費」の460万1千円の増額は、新規事業の調整等に係る時間外勤務手当が当初の見込みを上回ることによる増額として226万8千円、令和6年度後期高齢者医療財政調整交付金に係る返還金として17万6千円、先ほどの財政調整基金の利子収入の増額に伴う、財政調整基金への利子積立金の増額として215万7千円をそれぞれ計上したものです。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。  
次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第14 「議案第19号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第14「議案第19号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議長。（拳手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議案第19号「令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明いたします。

議案書の40ページをお開きください。特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ44億4,897万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ4,979億2,734万9千円とするものです。

41ページを御覧ください。この補正の内容につきまして、御説明いたします。まず、歳入です。「1款 市町支出金」、「1項 市町負担金」の4億4,486万5千円の増額は、令和6年度保険料等市町負担金及び療養給付費市町負担金の精算に伴う市町からの追加納付額を計上したものです。「2款 国庫支出金」、「2項 国庫補助金」の179万円の増額は、補助対象経費の増額に伴う調整交付金の増額を計上したものです。「3款 県支出金」、「1項 県負担金」の3,255万3千円の増額は、令和6年度高額医療費負担金の精算に伴う県からの追加交付分を計上したものです。「4款 支払基金交付金」、「1項 支払基金交付金」の8億2,413万3千円の減額は、令和6年度後期高齢者交付金の過交付分について、令和7年度の当該交付金からの減額により返還する額を計上したものです。「6款 財産収入」、「1項 財産運用収入」の2,426万5千円の増額は、定期預金で運用している給付準備基金の利子収入が、当初の見込みを上回ることによるものです。「7款 繰入金」、「2項 基金繰入金」の9億6,563万1千円の増額は、令和6年度精算に伴う市町支出金返還金の計上等に伴い、その財源として基金からの繰入金の増額を計上したものです。「8款 繰越金」、「1項 繰越金」の37億9,491万8千円の増額は、令和6年度の決算剩

余金を計上したものです。「10款 諸収入」、「1項 延滞金、加算金及び過料」の40万2千円の増額、及び「3項 雑入」の868万7千円の増額は、保険料延滞金や、健診事業費補助金等の精算に伴う、市町からの納付額等を計上したものです。

続きまして、42ページをお開きください。歳出です。「5款 保健事業費」、「1項 健康保持増進事業費」の368万6千円の増額は、特別対策補助金の対象市町が当初の見込みから増えたことから、支出見込額を精査した結果、見込まれる補助金額の増額を計上したものです。「6款 基金積立金」、「1項 基金積立金」の2,426万5千円の増額は、先ほどの給付準備基金の利子収入の増額に伴う、給付準備基金への利子積立金の増額分を計上したものです。「8款 諸支出金」、「1項 償還金及び還付加算金」の44億2,102万7千円の増額は、医療給付費の確定等に伴う国や県、市町への返還金を計上したものです。

続きまして、43ページを御覧ください。「第2表 債務負担行為補正」です。令和8年度の事業のうち、令和7年度中に委託契約をして準備を進める必要がある「葬祭費データ作成業務委託料」などの3事業について、債務負担行為を追加するものです。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

#### ○議長（宮崎 誠克）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

---

◎広域連合長（平谷 祐宏）

それでは、令和7年第2回広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

安定した制度の運営に向けて、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願ひ申し上げるところであります。

本日は皆様方、大変ありがとうございました。

---

○議長（宮崎 誠克）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長

宮 崎 誠 克

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

久留島 元 生

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

佐々木 由 華

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

大瀬戸 宏 樹

